

令和2年白老町議会定例会3月会議会議録（第1号）

令和2年3月9日（月曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 2時07分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 行政報告について
- 第 5 令和2年度町政執行方針説明
- 第 6 令和2年度教育行政執行方針説明
- 第 7 議案第 1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第9号）
- 第 8 議案第 2号 令和元年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 3号 令和元年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 4号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第 5号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第 6号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 第13 報告第 1号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 2号 定期監査の結果報告について
- 報告第 3号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
- 第14 議案第18号 白老町自家用有償旅客運送条例の制定について
- 議案第21号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7号 令和2年度白老町一般会計予算
- 議案第 8号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 9号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第10号 令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第11号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第12号 令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第13号 令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
- 議案第14号 令和2年度白老町水道事業会計予算
- 議案第15号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第16号 令和2年度白老町下水道事業会計予算

○会議に付した事件

- 議案第 1 号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第 9 号）
議案第 2 号 令和元年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 3 号 令和元年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 4 号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 5 号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 6 号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）
報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について
報告第 2 号 定期監査の結果報告について
報告第 3 号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
議案第 18 号 白老町自家用有償旅客運送条例の制定について
議案第 21 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号 令和 2 年度白老町一般会計予算
議案第 8 号 令和 2 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 9 号 令和 2 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第 10 号 令和 2 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
議案第 11 号 令和 2 年度白老町介護保険事業特別会計予算
議案第 12 号 令和 2 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
議案第 13 号 令和 2 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
議案第 14 号 令和 2 年度白老町水道事業会計予算
議案第 15 号 令和 2 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
議案第 16 号 令和 2 年度白老町下水道事業会計予算

○出席議員（14名）

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1 番 久 保 一 美 君 | 2 番 広 地 紀 彰 君 |
| 3 番 佐 藤 雄 大 君 | 4 番 貳 又 聖 規 君 |
| 5 番 西 田 祐 子 君 | 6 番 前 田 博 之 君 |
| 7 番 森 哲 也 君 | 8 番 大 淵 紀 夫 君 |
| 9 番 吉 谷 一 孝 君 | 10 番 小 西 秀 延 君 |
| 11 番 及 川 保 君 | 12 番 長 谷 川 か お り 君 |
| 13 番 氏 家 裕 治 君 | 14 番 松 田 謙 吾 君 |

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

- | | |
|--------------------|--------------|
| 10 番 小 西 秀 延 君 | 11 番 及 川 保 君 |
| 12 番 長 谷 川 か お り 君 | |

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸	田	安	彦	君
副	町	古	俣	博	之	君
副	町	竹	田	敏	雄	君
教	育	安	藤	尚	志	君
総	務	高	尾	利	弘	君
財	政	大	黒	克	巳	君
企	画	工	藤	智	寿	君
経	済	藤	澤	文	一	君
農	林	富	川	英	孝	君
生	活	本	間		力	君
町	民	山	本	康	正	君
税	務	大	塩	英	男	君
上	下	本	間	弘	樹	君
建	設	下	河	勇	生	君
健	康	久	保	雅	計	君
子	育	渡	邊	博	子	君
高	齢	岩	本	寿	彦	君
学	校	鈴	木	徳	子	君
生	涯	池	田		誠	君
消	防	越	前		寿	君
病	院	村	上	弘	光	君
代	表	菅	原	道	幸	君
ア	イ	三	宮	賢	豊	君
経	済	白	杵		誠	君
建	設	舛	田	紀	和	君
生	涯	武	永		真	君

○職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	高	橋	裕	明	君	
主		査		小	野	寺	修	男	君

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日3月9日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会3月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、10番、小西秀延議員、11番、及川保議員、12番、長谷川かおり議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、2月26日、28日、3月2日及び5日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議会運営委員長報告。

議長の許可をいただきましたので、2月26日、28日、3月2日及び5日に開催した議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

本委員会での協議事項は、令和2年定例会3月会議の運営の件であります。

まず、2月25日・26日の2日間、議案説明会を開催し、3月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取扱いについて協議を行いました。

定例会3月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、令和元年度各会計補正予算6件、令和2年度各会計予算10件、条例制定及び一部改正等6件、合わせて議案22件であります。

また、議会関係としては、例月出納検査等の報告、選挙、決議、議員の派遣承認、意見書案、及び委員会報告等が予定されております。

その取扱いの協議の結果は、会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、議案第7号から第16号までの令和2年度各会計予算の10議案と、この新年度予算に関連する議案第18号及び第21号の2議案、合わせて12議案を一括とし、また、監査に関する報告第1号から第3号の3議案を一括とするものであります。

次に、議会関係の議案であります。3月5日に協議した決議案及び意見書案については、全会派一致により提案いたしますので、議会運営基準により質疑、討論を省略することといたし

ました。

また、選挙管理委員の選挙については、選挙の方法を地方自治法第118条第2項により、指名推選により行うことといたしました。

さらに、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の発議については、行わないことにいたしました。

次に、代表及び一般質問は、2月28日・10時に通告を締切りとしておりましたが、コロナウイルス感染拡大防止のため、代表質問のみを行うこととし、3月2日に再通告を受け、5会派・5人からの7項目の通告を受けております。

このことから、代表質問は、通告どおりに行い、日程は3月10日の1日間を予定しております。

次に、令和2年度各会計予算と関連議案の12議案は、議会運営基準の規定により、議長を除く全議員による予算等審査特別委員会を設置し、3月11日及び12日の2日間に短縮して、休会中の審査とすることに決定いたしました。

以上のことから、定例会3月会議の期間については、代表質問及び予算等審査特別委員会の審査期間を考慮して、本日から3月13日までの5日間としたところであります。

最後に、定例会3月会議は、新年度予算の審議等もありますが、開催期間を短くしていることから、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第3、議長からの諸般の報告をいたします。

その前に私からも、ただいま議会運営委員長からありましたが、一言報告をしておきたいと思えます。令和2年定例会3月会議に当たり、ウイルス対策経緯について述べておきます。新型コロナ戦争とも言われる感染拡大防止のため、全員マスクを着用、通告7名の一般質問を取り下げ、5会派の代表質問にとどめ、会期を短縮、さらに議場の一般傍聴も自粛、異例の議会審議となりますが、新型コロナウイルス感染防止対策のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

アイヌ民族共生象徴空間開園まで46日となりました。約100万人を見込み、迎える準備も日に日に仕上がって見えております。ポルト沼のように澄み切った空気で訪れる人々を迎えることがウポポイを預かる町の地域の責任、そして義務でもあります。コロナウイルス菌に全ての町民が細心の注意力で臨むことを祈ります。

それでは、議長からの諸般の報告をいたします。定例会3月会議の再開は、議案等の審議の

関係上11日間の予定でありましたが、コロナウイルス感染拡大防止のため日程を短縮し、5日間としたところであります。全日程につきましては、別途お手元に配付のとおりであります。特別の措置として皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に、議員の派遣結果について報告いたします。会議規則第111条第1項ただし書の規定に基づき、令和元年第2回定例会12月会議において議員派遣の議決をした以降現在まで、議会に関するもの、または町及び各団体から出席要請があったもののうち、議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し、議員の派遣を決定したものであります。その派遣結果については、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告は終わります。

◎行政報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和2年白老町議会定例会3月会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策についてであります。初めに、このたびの新型コロナウイルス感染防止のために、町議会におかれましては本定例会の議事日程の短縮などご理解とご配慮をいただきましたことにこの場を借りて御礼申し上げます。

本町においては、現在感染症の罹患者はおりませんが、2月23日に新型コロナウイルス感染危機管理対策本部を設置して以来4回の本部会議を行い、公共施設の衛生管理、各種行事等の中止、延期の判断や主催団体等への要請を行うほか、国や道の情報に基づいて感染拡大の抑制に努めておりました。さらに、去る2月28日に鈴木知事より緊急事態宣言が発表されたことなどを受け、本町としましては3月19日まで公共施設の閉館や利用の自粛要請を行いました。また、小中学校においては、2月27日から3月4日までの一斉休校、そして24日までの休校延長の措置を行うこととしましたが、保護者負担を少しでも解消するため、放課後児童クラブは小学校1、2、3学年と特別支援学級の児童を対象に3月9日から24日まで開設することといたしました。今後においても町民の皆様が不正確な情報に惑わされないために最新の情報を的確に周知しながら、感染拡大の抑制に万全を期してまいります。

なお、本3月会議には新年度各会計予算案を含む議案22件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） これで行政報告を終わります。

◎令和2年度町政執行方針説明

○議長（松田謙吾君） 日程第5、この際、町長から令和2年度の町政執行方針の発言の申し

出がありますので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和2年白老町議会定例会3月会議の再開に当たり、2年度の町政運営の方針について、私の所信を申し上げます。

私は、昨年10月に行われた町長選挙におきまして、多くの町民の皆様から温かいご理解とご支援をいただき、引き続き3期目の町政を担わせていただくことになりました。

本町が直面する様々な課題への対応や次世代の責任などを考え、改めてその職責の重さに身が引き締まるとともに、この託された町政運営に全力を傾け、その任を果たさなければならないと強く決意するところであります。

町長就任以来、「みんなの心つながる、笑顔と安心のまち」を基本として、町財政の健全化を目指すと同時に、地域の活性化や町民の安全・安心の取組などの各政策・施策のほか、子育て・教育への支援や高齢者や障がい者に優しいまちづくりの推進、民族共生象徴空間（ウポポイ）を核とした新たなまちづくりを積極的に進めるなど、持続可能な発展となるよう町政運営に傾注してまいりました。

さて、我が国においては、世界のどの国も経験したことがない急速な人口減少・超高齢化の時代に入っております。

現在、日本の総人口は約1億2,000万人であります。40年後の2060年の総人口は約9,300万人まで減少すると推計されております。とりわけ、将来人口に影響を及ぼす出生数は、約210万人あった第2次ベビーブームをピークに減少を続け、平成30年には約92万人となり、3年連続で100万人を割り込んでいます。それは、子供を産み育てる年代の人口が減少しており、出生率が改善したとしても、出生数の増加に結びつかないという根本的な問題があります。

本町においても、国と同様に第2次ベビーブームの昭和46年には495人の出生数で最大となり、その後は年々出生数が減少し、ここ数年の出生数は約50から60人と少子化が進行している状況であります。

大切なことは、人口が減少していくという現実を直視した上で、そのスピードを少しでも緩やかにすることと同時に、関係人口の創出・拡大に向けた取組が重要であります。

そのためには、今後も子育て世代へのきめ細やかな支援や、高齢者の健康福祉、若者や女性の雇用の場の確保など、様々な政策・施策に取り組まなければならないものと捉えております。

本年4月には、多くの町民の方々が心待ちにしておりましたウポポイがいよいよ開設されます。この開設に至るまで、関係各位のご尽力により、滞りなく準備が進められてきたことに改めて感謝申し上げます。

ウポポイ開設による町全体の活性化は、これからが本番であり、本町の発展につなげていかなければならないと気を引き締めながら、関連した周辺施設だけではなく、町内一円に好影響がもたらされるようにしていかなければならないものであります。

そのためにも、多くの来訪者をおもてなしの心で迎える施策展開を図り、本町の魅力を最大限に伝え、町の活性化を生み出すよう万全の体制で臨んでまいります。

また、本年は56年ぶりに東京オリンピック・パラリンピックが開催される年であり、本町でも6月には聖火リレーや道内2か所実施のうちの1か所としてセレブレーションが行われます。

8月にはパラリンピックの採火式が実施されるなど、本町にとりましては、国内外問わず本町をPRする絶好の機会であります。

このように本町にとりましては大きな節目となる年であり特にウポポイの開設や聖火リレーの実施等のほか、移住定住をはじめとする関係人口の増加を図る施策を展開し、地方創生につなげてまいりたいと考えております。

さらには、町民生活に重点を置いた福祉施策や地域公共交通、老朽化した施設の改修等の各施策を推進し、町民誰もが「住み続けたい」と思える希望あふれる未来を町民の皆様と共につくっていかねばならないと認識し、全力で町政運営に当たってまいります。

2年度の町政執行に当たりましては、町民生活の一層の向上と活気ある豊かなまちへと、町民生活により密着した町政執行とするために町民の安全・安心を守る取組や子供から高齢者までの健康づくり、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる取組のほか、地域経済の振興、教育環境の充実や地域コミュニティの活性化など、将来に向けた取組を推進してまいります。

その実現には、行政・議会・町民の皆様のご協力を結集し、これまで以上に、町民の皆様が幸せを実感できるふるさと「しらおい」へと全身全霊をかけてまいります。

昨年11月の所信表明でも述べさせていただきましたが町政に臨む基本姿勢についてであります。

災害に対する住民の安全・安心を守る取組や、急激に進展する人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化など、多くの課題が山積している中、将来にわたり町民の皆様が安全・安心で快適に暮らすことができるためには、持続可能な行財政運営が何よりも必要であります。

このことから、5つの「わ」を基本とした政策展開を行い、これまで追求してきた多文化共生の理念の下、共に生き、共に幸せをつくるまちづくりを進めてまいります。

1つ目に、豊かな自然と生活の基盤を未来へつなぐ“輪”であります。

人と自然、人と人が共生しながら、確かな生活基盤を持続できるよう、安全・安心で暮らしやすいまちを目指してまいります。

2つ目に、健やかで感謝と思いやりにあふれる人の“和”であります。

お互いを認め合い、協力し合いながら、健康で生き生きと暮らせるよう、笑顔で元気なまちを目指してまいります。

3つ目に、その人らしさを育み、一人一人が輝く“我”であります。

誰もが自己実現に向け、個性や能力を最大限に生かせるよう、自分の可能性を開花できるまちを目指してまいります。

4つ目に、地域資源で活力を生み出し、循環させる“環”であります。

優れた地域資源を生かし、地域経済を好循環させ、地域がさらに発展できるよう、自立したまちを目指してまいります。

5つ目に、対話を通してみんなが参加・活躍できる“話”であります。

顔と顔、心と心がつながる対話を大切に、みんなが主人公になれるよう、町民と行政が一体でつくるまちづくりを目指してまいります。

以上のように、まちづくりのためには、このまちに住む一人一人の町民のために何をやらなければならないのかを考え、公約に掲げた項目の実現を目指し全力を尽くしていく決意であります。

町民の皆様、議員の皆様と共に、真剣な議論と対話を通じて、このふるさと「しらおい」が次代に力強く歩みを刻むために、多文化共生の理念の下、「共に生き、共に幸せを創るまち」の実現を皆様のご理解とご協力を得ながら積極的に進めてまいります。

次に、主要施策の展開について申し上げます。

この1年は、ふるさと「しらおい」が未来に向け、確かな歩みを前進させる重要な年と位置づけております。

したがって、2年度の主要施策については、総合計画に示された各施策に基づいて、次の5つの分野により取り組んでまいります。

主要施策の第1分野は、「生活・環境」であります。

人と環境に優しい安全で快適に暮らせるまちを目指すため、防災につきましては、多発化・大規模化する自然災害による被害を最小限に食い止めるため、自助・共助・公助の取組の強化を図り、安全・安心な暮らしの確保に努めてまいります。

そのため、有事に備え、防災講座や実践的な防災訓練、自主防災組織等への支援をはじめ、災害ハザードマップ等の作成・周知による防災・減災意識の醸成と共有を進めるとともに、備品・施設等の計画的な整備に努め、地域防災力の向上を図ってまいります。

治水・海岸保全につきましては、河川・排水路の維持管理のほか、災害防除として、萩野12間川災害対策事業を実施、河川砂防事業としてバンノ沢川砂防事業の災害対策事業を行います。

また、海岸保全対策としては、北海道事業として竹浦・虎杖浜地区海岸保全施設整備事業や災害復旧事業による離岸堤の整備を進めるとともに、国の事業として白老地区人工リーフの整備を引き続き進めてまいります。

消防・救急につきましては、火災の未然防止に努め、町民の生命・財産を守るため、防火対象物の指導、住宅用火災警報器設置・更新の促進、協力団体との連携強化による取組を進め、町民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、消防自動車の更新、消防用資機材、消防団施設の整備を行うとともに、消防・救急・救助体制の充実に努めるため、各種研修の参加や訓練・教育を強化してまいります。

環境保全につきましては、自然と共生し、持続可能な循環型の地域社会をつくるため、ごみの減量やリサイクル、環境美化など、事業者や町民と協働し、住みやすさを実感できる取組を行うほか、ヨコスト湿原など町民参加による自然保護を進めてまいります。

また、不法投棄や管理不全の空き地の雑草除去の指導を徹底するとともに、有害鳥獣や害虫の駆除など、快適な生活環境の保全に取り組んでまいります。

さらに、PCB廃棄物処分を計画的に行うなど、適正な処理を進めてまいります。

住環境につきましては、引き続き町営住宅の計画的な改修などを進めるため、美園団地の屋根・外壁修繕や給水設備改修、非常用照明器具の取替えを進めるとともに、基本計画に基づき（仮称）末広団地の建設に向けた取組を進めてまいります。

上水道につきましては、安全で安心な水の安定供給に向けて、浄水場施設の改修のほか、萩野・北吉原地区の老朽管更新事業を進めてまいります。

下水道につきましては、終末処理場の長寿命化を図るため、引き続き汚泥消化タンクの改修を行うほか、M I C S施設の供用開始に伴い、廃止するし尿処理施設の解体に向けた実施設計を進めてまいります。

また、ストックマネジメント基本計画に基づく老朽管の調査を進め、管渠の計画的な維持管理を図ってまいります。

道路につきましては、民族共生象徴空間の開設に向けた周辺道路の整備として、昨年引き続き末広東町通り跨線橋の整備を進めるほか、虎杖浜西4号通りの改良舗装事業を実施してまいります。また、北中央通の舗装改修事業や竹浦2番通りの改良舗装を実施するほか、橋梁の長寿命化事業として、陣屋橋・隆盛橋・ウヨロ橋・飛生橋の補修工事や町内33橋の橋梁点検に取り組んでまいります。

さらには、石山・北吉原地区の道路排水事業についても引き続き実施するなど、安全・安心で快適に暮らせる道路環境を維持してまいります。

公共交通につきましては、さらなる利便性と移動手段を確保していくため、地域循環バス元気号運行の改正やデマンド交通の車両を増加し利用促進を図ります。また、ウポポイへの乗り入れやウポポイの開設を見据えた交流人口の増加に対応するため、交流促進型（観光型）のバスの導入を行い、交通手段の充実に取り組んでまいります。

主要施策の第2分野は、「健康・福祉」であります。

健康づくりにつきましては、みんなが健やかに安心して暮らせるまちを目指すため、子ども・子育て世代への支援として、新生児の聴覚検査や不妊・不育治療への一部助成を引き続き行うとともに、子ども医療費助成制度をさらに拡充し、小中学生の通院を対象とするほか、新たに産婦健診や産後ケアの実施及びその助成を行ってまいります。

また、成人の健康づくりについては、持続可能な社会保障制度の推進に向けて、生活習慣病重症化予防のため、特定健診の未受診者対策の推進や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が始まるのに合わせ、後期高齢者健診の項目を拡充し、心電図検査と血清クレアチニン検査の無償化を図ります。

さらに、風疹罹患や重症化予防のため第5期定期接種化対応を行うほか、心の健康づくりとして、ゲートキーパー養成講座を含めた自殺対策の推進を図ってまいります。

地域医療につきましては、町立病院は引き続き、地域医療の役割をしっかりと担うとともに、予防医療の推進に加えて、専門医師による外来診療体制や各種検査及び健康診断体制の充実に向け取り組んでまいります。入院診療体制については、患者の年齢層や疾病割合といった医療需要傾向の分析結果から適正な病床機能を確保し、地域医療の向上と低迷している経営状況の改善につなげてまいります。

また、地域完結型医療を基本とした入院機能を保持することと、急性期病床の一部を地域包括ケア病床に転換するなど、回復期患者の受入れ態勢の充実のほか、併設する老健きたこぶしについては、介護機能の一層の充実を図るため、医療機関併設型介護機能を引き続き生かし、将来の人口構造の変化を見据えた医療・介護福祉提供の一体的な町立病院の早期改築に向け、具体化を着実に進めてまいります。

地域福祉につきましては、災害時の要援護者対策の一つとしまして、白老町避難行動要支援者避難支援計画を推進し、避難行動要支援者名簿等の整備を進めてまいります。同時に住み慣れた地域で人と人とのつながりを大切にし、誰もが安心して暮らすことのできる支援体制を整備するため、第4期障がい者福祉計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定に取り組んでまいります。

また、北海道、民生委員児童委員、障害福祉サービス提供事業所などの関係機関との連携を深め、相談・支援の充実を図ってまいります。

子育て支援につきましては、次世代を担う子供の健やかな成長と子育て中の親を支えるため、訪問型家庭教育支援事業や地域子育て支援拠点事業を実施してまいります。特に、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施する子育て世代包括支援センターを運営し、総合的な支援体制の充実を図ってまいります。

また、発達段階に応じた養護と教育を実施するほか、ニーズに応じた幼児期の教育・保育を総合的に提供するため、時間外保育や一時預かり事業等多様化する保育ニーズに対する支援を実施し、安心して子育てできる環境づくりを推進してまいります。

高齢者福祉につきましては、地域包括ケアシステムを推進するために、生活支援体制整備や地域全体での見守りなど、互いに支え合う体制づくりの充実に取り組んでまいります。

特に、要支援者等の訪問型、通所型サービスの運用や生活支援サービスの充実、各種健康教室・サロンの開催による健康づくりや閉じ籠もり予防への取組、各地域における認知症カフェの開催など、地域や関係団体等と連携しながら、高齢者に優しく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを進めてまいります。

主要施策の第3分野は、「教育・生涯学習」であります。

生きる力を育み、生きがいを実感できるまちを目指すため、教育行政執行方針に示すもののほか、白老町教育大綱・白老町教育推進基本計画の基本理念であります「ともに学び合い、こころひびかせ笑顔かがやく、教育の町しらおい」に基づき、まちづくりの確かな基盤となる教育の創造と実践に取り組んでまいります。また、白老町教育大綱については、今年度が最終年度であるため第6次白老町総合計画との整合性を図りながら、改定を進めてまいります。

民族文化につきましては、イオル再生事業による体験交流活動や学習機会、各種イベントなどを通して、アイヌ民族の歴史・文化への理解促進と普及啓発を行うとともに、アイヌ関連団体と連携しながら、アイヌ伝統文化を次代につないでいくための各種人材育成に取り組んでまいります。

また、アイヌ文化を復興・発展させる拠点であるウポポイの認知度向上・魅力発信を行ってまいります。

スポーツ・レクリエーションにつきましては、スポーツに親しみ、健康や体力づくりの増進を図るための場所と機会を充実してまいります。

また、老朽化等の著しい総合体育館アリーナ照明器具改修等を実施するほか、町民温水プール改修事業を実施してまいります。

国際・地域間交流につきましては、姉妹都市との友好の絆を広げていくため、民間活力を生かした交流を支援するとともに、町民の主体的な交流活動を推進してまいります。

また、本年は国際姉妹都市ケネル市代表団が来町されることから、互いの歴史や文化について理解を深めるよう姉妹都市交流の充実を図ってまいります。

人権につきましては、正しい理解と人権尊重の理念を深めるため、人権擁護委員や保護司などの関係団体との連携による人権教育を推進してまいります。

主要施策の第4分野は「産業」であります。

産業連携・雇用につきましては、地域資源を生かした個性と魅力あふれる産業のまちを目指すため、産業活動の連携強化や地域資源を生かした企業誘致に取り組み、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、中小企業への低利融資制度による経営の安定化や企業ニーズの把握、人材誘致活動の支援、合同企業説明会の充実などを通して、雇用の確保や地域産業力の基盤構築を図ってまいります。

港湾につきましては、第3商港区の静穏度向上に向けた島防波堤の整備や施設の長寿命化に向けた点検事業を実施するとともに、岸壁や堆積ヤードの利用実態に応じた調整を図るなど取扱い貨物の増加に努めてまいります。

また、新規取扱い貨物の開拓や港湾利用を伴った企業誘致活動を推進していくほか、本年は、クルーズ船ばしふいっくびいなすが10月に寄港する予定となっていることから、歓迎行事を実施するとともに、引き続きクルーズ船の誘致活動を展開してまいります。

商工業につきましては、ウポポイ開設に伴う観光インフォメーションセンターの効果的活用や、昨年に引き続き、民間活力ゾーンへの参入事業者決定に向けた取組を進めるとともに、産業競争力強化法に基づく創業支援計画の策定により、さらなる商店街などの空き店舗対策や創業・経営安定化に向けた支援・充実に取り組んでまいります。

また、小規模企業の振興に関する条例の制定及び基本計画の策定を進めてまいります。

さらに、食をコンセプトとした土産品や新商品の開発を進めてまいります。

観光業につきましては、ウポポイの開設による国内外からの来訪者の増加を見据え、人を呼び込み、稼ぐ力を創出するため、受入れ態勢の強化を図ってまいります。

そのため、地域DMOを基軸とした観光振興を行うとともに、ロングランイベント実施によるにぎわいの創出や、ウポポイの集客に対応した受入れ態勢の整備、町内の回遊性を高めるための交流促進型（観光型）バスの運行や観光コンテンツの造成事業を展開してまいります。

また、登別・白老観光連絡協議会や登別洞爺広域観光圏、N i t t a n戦略会議など、近隣自治体と連携した広域観光の推進を図ってまいります。

農業につきましては、本町の特産である白老牛のさらなるブランド化を図るため、地域団体

商標の取得やゲノミック診断による優良繁殖牛の更新に対する支援等により、生産基盤の強化・安定化を図るとともに、引き続き北海道内外における販路拡大、PR活動に取り組んでまいります。

また、農業施設等への設備投資を促進し、生産力の向上と経営基盤強化に向けた制度の構築と有害鳥獣による農業被害軽減に向けた新たな支援を行うとともに、引き続き担い手の確保等に向け、関係機関との継続的な連携に取り組んでまいります。

林業につきましては、民有林所有者に対し、本格的な意向調査を行い、今後の計画的な森林経営を促進するとともに、引き続き町有林と私有林の適正管理に努めてまいります。

また、ウポポイ関連区域であるポロト自然休養林において誘客推進を図るとともに、森林に対する理解促進と普及啓発に努め、新たな活用方策等について検討を進めてまいります。

水産業につきましては、近年の主要魚種の不漁を補完するため、資源管理型漁業及び栽培漁業の拡充を図るとともに、有害駆除等による漁場の安定化を図り、生産基盤の強化と漁業経営の安定化に努めてまいります。

主要施策の第5分野は「自治」であります。

今年度は、まちづくりの羅針盤であり、町民と行政が協働してまちづくりを進めていくための活動指針として「第6次総合計画」の策定をいたします。

また、人口減少を少しでも緩やかなものとし、人口ビジョンに掲げる目標の達成を目指すため、UIターン新規就業者支援や結婚新生活支援事業、移住定住家賃サポート事業の実施、全国移住フェアへの参加など、移住定住の取組をはじめとする「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進してまいります。

さらには、町民一人一人が自立して共に生き生きと活躍するまちづくりを進める協働のまちづくりにつきましては、地域自らが主体となって、コミュニティの再生を目指す取組への支援として、「がんばる地域コミュニティ応援事業」の充実を図ってまいります。

行財政運営につきましては、財政では、財政健全化プランを指針として、着実に財政運営を行い、実質公債費比率及び将来負担比率等の縮減と基金の積立てに努めるとともに、財政健全化プランの見直しを実施してまいります。

また、ふるさと納税の拡大を図る取組を進めるとともに、地方創生につながる政策を着実に実行していくため、有利な財政支援制度を活用するなど、財源確保に努めてまいります。

行政改革では、限られた財源や人員の中で、多様な行政課題に対応し、最少の経費で最大の効果を上げられる効率的な行政運営を行うことが必要であります。

このことから、業務の検証や組織機構の再点検、人事評価の再検証、職員研修による組織力の増強に努めるとともに、定員管理計画及び行政改革計画の見直しに取り組み、効率的・効果的な行政運営を推進してまいります。

以上、2年度の主要施策について、総合計画の5分野に基づいて概要説明申し上げます。

次に、予算編成について申し上げます。

国は、昨年度と同様に、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては、人づくり革命の実現や地方創生の推進、地域社会の維持・再生、防災・減災対策等に対応するため

に必要な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増加を適切に反映した予算計上を行う一方、それらの取組と基調を合わせた歳出改革を行うこととしております。また、歳入面においては、地方の安定的な財政運営に必要となる地方一般財源総額は、令和元年度の水準を確保することとしております。

地方財政計画であります。地方税・地方譲与税は、令和元年度に引き続き伸びており、前年比で1.6%の増加とともに、地方交付税は、地方法人課税の偏在是正措置などにより、前年比2.5%の増加となっております。また、臨時財政対策債は、前年比3.6%の減少となったものの、一般財源総額は、安定的に財政運営を行うことができるよう、前年比1.2%増の額を確保したことになります。

本町においては、財政健全化プランを基本に、持続可能な財政運営を目指しながら、町民の安全安心や生活の向上への予算を確保するとともに、公共施設等の長寿命化に重点を置きながら事業を推進してまいりました。

2年度予算編成につきましては、これまで実施してきたウポポイ開設に向けた周辺施設や受入れ態勢などの環境整備などが一段落したことから、今年度は、ウポポイ開設効果を最大限活用した経済活性化につながる事業を推進するとともに、様々な町民要望に可能に限り対応するため、財源を最大限確保しつつ、町民生活に密接する子育て支援施策や公共施設等の長寿命化などの事業を幅広く実施する積極予算を編成いたしました。

この結果、一般会計につきましては、総額104億3,000万円、前年比5億5,000万円、5%の減少となりますが、過去10年間で3番目に大きい予算規模となっております。

次に、歳入歳出の概要についてであります。

最初に歳入についてであります。

町税につきましては、町民税は、個人町民税が人口減少や高齢化の影響があるものの所得の増が見込まれ、法人町民税が近年の景気回復の傾向により、2,824万1,000円の増、固定資産税は、家屋の新増築分や償却資産の伸長などにより、1,860万3,000円の増を見込んでおり、町税全体では前年比4,797万2,000円、2.1%増の23億4,499万5,000円を計上しております。

交付金関係につきましては、地方消費税交付金が、前年比2,900万円、8.1%増の3億8,830万円を計上するとともに、法人事業税交付金、700万円を新たに見込み、交付金関係全体では、6億617万5,000円を計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政計画で前年比2.5%の増となっておりますが、普通交付税は、前年比4,000万円、1.3%増の32億4,000万円を計上し、特別交付税は、3,500万円を上乗せし、4億9,500万円を計上しております。

町債につきましては、通常債は、4億250万円、内訳として、通常一般分1億2,570万円、過疎債ハード分2億1,580万円、過疎債ソフト分6,100万円とし、前年比3億4,290万円、46%の減、臨時財政対策債は、3,000万円、12%減の2億2,000万円を計上しております。町債全体では3億7,290万円、37.5%減の6億2,250万円を計上しております。

次に、歳出であります。

経常経費につきましては、総額85億7,349万4,000円で、前年比9,104万円、1.1%の減となっ

ております。主な増減の要因は、給与費1億289万6,000円の増、繰出金9,526万5,000円の減、公債費5,643万1,000円の減、一般行政経費1,909万7,000円の減であります。

臨時事業費につきましては、総額18億5,650万6,000円で、前年比4億5,896万円、19.8%の減になっております。その内訳として、継続事業は85件、15億1,451万6,000円で、前年比、2億7,772万2,000円、15.5%の減とし、新規事業は、50件、3億4,199万円で、前年比、1億8,123万8,000円、34.6%の減により計上しております。

次に、特別会計、企業会計について申し上げます。

初めに、特別会計6事業につきましては、総額53億1,634万円で、前年比20億7,195万3,000円の減になっております。

主な増加事業会計は、介護保険事業特別会計が1億6,201万7,000円の増、減少事業会計は、公共下水道事業特別会計が、下水道事業会計として企業会計へ移行したことにより20億7,815万2,000円の皆減となるほか、国民健康保険事業特別会計が1億6,580万円の減になっております。

次に、企業会計3事業であります。その総額は37億8,894万4,000円で、前年比22億1,863万8,000円の増になっております。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入で45万円の減、支出で205万6,000円の減とし、資本的収支では、収入で3,720万円の減、支出で9,877万8,000円の減としております。

国民健康保険病院事業会計につきましては、収益的収支の収入、支出ともに、4,983万円の増とし、資本的収支では、収入、支出ともに、前年同額としております。

下水道事業会計につきましては、収益的収支の収入で11億6,544万7,000円、支出で11億1,624万5,000円の皆増、資本的収支では、収入で7億7,881万円、支出で11億5,339万7,000円の皆増としております。

一般会計からの繰入金は、9,526万5,000円の減であり、主な減少事業会計は、下水道事業会計、1億7,377万8,000円の減、港湾機能施設整備事業特別会計、201万円の減であります。

以上、予算編成の概要につきましてご説明申し上げましたが、詳細については、後ほど予算案の審議に沿って担当より説明させていただきます。

以上の結果、2年度の当初予算は、一般会計104億3,000万円、特別会計53億1,634万円、企業会計37億8,894万4,000円、合計195億3,528万4,000円であります。

以上、3月会議に当たり、町政に臨む私の基本姿勢と、主要施策の展開、予算の概要について述べさせていただきました。

2年度は、申し上げましたように5つの「わ」を基本姿勢として、「共生共創～共に生き、共に幸せを創るまち～」に邁進していきたいと思っております。

私たちの前には、少子高齢化や人口減少による様々な障壁が立ちはだかっています。しかし、私たちは子供たちの未来のために、決して妥協せず、確実に前進し、魅力あふれるふるさと「しらおい」をつくり出していかなければなりません。

私は、このまちには、新たな発展をつくり出す数多くの可能性が秘められていると確信しております。それらをまちづくりの糧として、お互いに明日をどうすべきなのか建設的な議論を重ねながら、共に力を合わせ、共に汗を流し、ふるさと「しらおい」の輝かしい未来を切り開

いていくため、たゆまぬ努力を続けていく決意であります。

最後になりますが、町民の皆様、そして議員の皆様のより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、令和2年度に当たっての町政執行方針といたします。

◎令和2年度教育行政執行方針説明

○議長（松田謙吾君） 日程第6、次に教育長から令和2年度の教育行政執行方針の発言の申出がありますので、これを許可いたします。

安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長（安藤尚志君） 令和2年白老町議会定例会3月会議に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、我が国では、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、家族形態や地域社会に大きな変化が生じております。また、急速なグローバル化の進展により、第4次産業革命の時代と呼ばれる技術革新が行われ、あらゆるものがインターネットにつながり、ビッグデータやAIが進化し、現在人間が行っている様々な仕事が機械により代替されるなど、社会変化の予測が困難な時代を迎えています。

こうした変化の激しい社会を生き抜くためには、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら課題を解決する人材の育成が求められております。

そのため学校教育においては、学習指導要領の改訂等を通して、子供たちが未来のつくり手となるために必要な資質・能力を育むとともに、よりよい学校教育を通じてよりよい社会をつくるという目標を学校と社会が共有し、「社会に開かれた教育課程」の実現を図ることが重要となっています。さらに教職員の働き方改革を含め、新しい時代にふさわしい学校の指導体制を構築するとともに、安全・安心で質の高い教育環境を整備することも喫緊の課題となっております。

また、生涯学習においては、人生100年時代の到来を見据え、町民の皆さんが主体的に学び続け、その学びの成果を享受するとともに、培った能力や知識・経験を活用して、様々な活動に取り組みながら、さらに学びを深めたり新たな学びにつなげたりする循環型学習の構築が重要であります。

教育委員会といたしましては、これらの様々な教育課題の解決に加え、間近に迫った民族共生象徴空間（ウポポイ）の開設は、新たな白老の教育の始まりであるとの強い思いを持って「ふるさとに誇りを持ち、多様性を尊重し、次代を主体的に切り拓く人づくり」を目標に掲げ、子供たちや町民の皆さんの学びの充実に取り組んでまいります。

以下、学校教育、生涯学習の順に、令和2年度における主な施策について申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

社会で生きる力の育成についてであります。

学力向上につきましては、3年間取り組んでまいりました第2期「白老町スタンダード」の成果と課題を踏まえて第3期計画を策定し、全校で確かな学力の定着を図ってまいります。授

業の充実につきましては、秋田県能代市と連携した研修を引き続き実施するとともに、派遣教師を中心とした校内研修の活性化や町全体の学力向上対策に取り組むほか、全小中学校に学習支援員を1名ずつ配置し、学び直しの機会の充実や個に応じた指導を行ってまいります。探究型授業の定着につきましては、北海道教育委員会による授業改善推進チーム事業を活用し、苫小牧市との実践交流を行いながら、本町の授業改善を加速させてまいります。

また、公費による学力調査や小学校での漢字検定、中学校での英語検定や北海道栄高校の協力を得て白老寺子屋を実施し、学習意欲の向上を図ります。

I C T教育の充実につきましては、小学校では人型ロボットpepperを活用し、論理的な思考を育成するプログラミング教育を推進するとともに、中学校に導入したタブレットを活用し、目的に応じて必要な情報を活用する能力を育成してまいります。

新学習指導要領で新設された小学校高学年の外国語科、中学年の外国語活動につきましては、A L Tの派遣回数を増やしてまいります。

さらに、小中学校の連携を強化し、義務教育9年間の切れ目のない学びを推進するとともに、小規模校におきましては、集合学習やインターネット環境を活用した遠隔授業を実施するなど、多様な学習の機会を保障いたします。

特別支援教育の充実につきましては、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を推進し、学校全体で特別支援教育に取り組む体制を構築してまいります。また、関係機関との情報共有や連携強化を図りながら、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実させてまいります。

さらに、小中学校での一貫した支援を実施するため、中学校において通級指導教室の開設準備を進めるとともに、引き続き支援員を配置いたします。

郷土への愛着や誇りを育む教育活動につきましては、地域の自然や文化・歴史を大切にしながらふるさとへの愛着を持ち、夢の実現に向かって努力できる子供の育成に向けて、「ふるさと学習」の実践を発展させた「白老未来学」を新設いたします。今年度は特に、小学校社会科副読本の改訂やウポポイの活用を図ってまいります。

さらに、土曜授業「ふれあいふるさとD a y」を年2回、全ての小中学校で実施し、地域の方々と連携した教育活動を展開しながら、ふるさと白老への愛着を育んでまいります。

次に、豊かな心と健やかな体の育成についてであります。

道徳教育の充実につきましては、校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に全教師が協力し、その要となる「特別の教科 道徳」の実践に取り組んでまいります。

また、校内研修や北海道教育委員会が主催する研修会への参加を通して指導力の向上を図り、児童生徒が主体的に道徳的価値について学ぶ「考え、議論する道徳」の授業を充実させてまいります。

さらに、キャリア教育やボランティア活動、福祉学習など、地域社会との関わりを通して、地域を支え互いを認め合う共生の心と自立する力を育ててまいります。

生徒指導の充実につきましては、いじめは人間として絶対に許されない行為であるという認識の下「白老町いじめ防止基本方針」に従い、未然防止と早期発見、早期解消を図るため、ア

ンケート調査やネットパトロールなどによる実態把握と日常的な指導を行い、関係機関などと密接に連携しながら、いじめを生まない教育の土壌づくりに努めてまいります。

また、不登校への対応につきましては、日常の支援を行う教育支援センター指導員や家庭と学校をつなぐスクールソーシャルワーカーを中心として、スクールカウンセラーや関係機関との連携を通して相談体制を充実させ、子供を取り巻く環境の改善と心の成長を支援してまいります。

健やかな体の育成につきましては、全国体力・運動能力、運動習慣等調査から各学校において体力向上プランを改善し、体育の授業の充実や部活動の奨励、一校一実践の体力づくりに努めてまいります。

また、電子メディアの使用につきましては、実態を把握し、望ましい関わり方について関係機関と連携しながら子供や保護者に向けた啓発活動を実施してまいります。さらに、胃がん予防につきましては、中学校2年生を対象にピロリ菌検査を行うとともに、食育につきましては、「子供が作るお弁当の日」を年2回設定し、発達段階に応じたお弁当作りを通して、家族への感謝の気持ちや食生活への関心を高めてまいります。

そのほかにかん教育、薬物乱用防止教室、性に関する指導を継続し、健やかな体の育成を図ってまいります。

しらおい食育防災センターにつきましては、衛生管理を徹底し安全・安心な給食を提供するとともに、栄養バランスの取れた給食により、児童生徒の健やかな心身の育成に努めてまいります。「ふるさと教育」につきましては、ウポポイ開設を記念したアイヌ伝統料理や地場産品を活用した郷土給食などを提供するほか、児童生徒が選んだ献立の一部を「リクエスト給食」として、食への興味・関心を高め食育を推進してまいります。

なお、「リクエスト給食」について実施した10食分については、無償化とし保護者の負担を軽減してまいります。

また、アレルギー対応給食につきましては、保護者との面談、学校・関係機関との連携強化、調理員の資質を向上し、事故防止の徹底と安全を確保してまいります。

さらに、児童生徒を対象とした施設見学、食育学習、パクパク探検ツアーや職業体験の実施、試食会及び防災関連事業など、多くの町民に親しまれる施設としてその活用を図るとともに、非常時への対応の取組も充実させてまいります。

次に、信頼される学校づくりの推進についてであります。

学びをつなぐ学校づくりにつきましては、各中学校区に学校運営協議会を設置し（コミュニティ・スクール）、保護者、地域住民の学校運営への参画を図るとともに、地域学校協働本部と連携して地域の人材や教育資源を生かした教育活動を展開することで地域ぐるみで子供の成長を支える体制を充実させてまいります。

また、スタートカリキュラムを基にした幼保小の連携、ふるさと教育を中心とした小中高の連携などを通して、学びの連続性に取り組んでまいります。

安全・安心な学校づくりにつきましては、危機管理マニュアル、食物アレルギー対応マニュアル等の点検と見直しを図り、学校全体での危機管理体制の再確認や、関係機関と連携した安

全点検を行い、事故の未然防止や減災に努めてまいります。また、交通安全教室、防犯教室や一日防災学校などを実施し、児童生徒自ら危険を回避する力を育成してまいります。

さらに、教職員を対象にしてAEDの使用方法などの研修会を行い、非常時に対応した学校における救命救急体制を構築してまいります。

教育環境の整備等につきましては、教職員が子供たちと向き合う時間を確保し、教育の質を高めるために、「白老町アクションプラン」を継続的に見直すことで、働き方改革を推進してまいります。

特に、教職員の時間外勤務の縮減が喫緊の課題であることから、教育に関する情報の一元化に向けて校務支援システムを活用し、業務に係る負担を軽減してまいります。

施設が老朽化していた教育支援センターにつきましては、児童生徒が安全・安心に利用することができるよう白老町コミュニティセンターへ移転いたします。

適正規模を含めた望ましい教育環境の在り方につきましては、引き続き検討してまいります。次に、生涯学習の推進について申し上げます。

初めに、社会教育活動の充実についてであります。

社会教育事業の推進につきましては、ウポポイの開設を間近に控え、ふるさと白老に誇りと愛着を持ちながら、地域活動に積極的に取り組む人材の育成が必要であります。そのため、地域課題や町民の学習ニーズを捉えた公民館講座を開設し、社会教育事業の充実と活性化に取り組んでまいります。

また、主体的なまちづくり活動を推進するため、みんなの基金や各種大会派遣等への助成を継続して行ってまいります。

さらに、成人教育の推進につきましては、女性団体や青年団体における構成員数の減少や役員の手不足などの課題に対応するため、講座や研修会への支援を行ってまいります。

高齢者教育の充実につきましては、高齢者大学での活動を中心として講座を充実させることにより、高齢化社会を豊かに生きる環境を整備してまいります。

また、高齢者が身につけた知識や技術、経験を伝え・学ぶ機会として、小中学生及び高校生との交流を推進してまいります。

芸術文化活動の推進につきましては、本年55回目を迎える白老町文化祭をはじめ、本町の優れた芸術文化の振興を図るため、白老町文化団体連絡協議会やNPO法人しらおい創造空間「蔵」など社会教育関係団体と協働し、活動を活性化させ、町民の心の豊かさを育ててまいります。

また、アイヌ文化伝承者などとの交流を促進し、新たな地域文化の創造に取り組んでまいります。

文化財の保存につきましては、ウポポイの関連区域である白老仙台藩陣屋跡への来場者の増加に備え、周辺の案内看板などを更新し、史跡の環境を整えてまいります。また、整備事業につきましては、早急に保存活用計画を立案し、その後、整備基本構想及び整備基本計画に着手してまいります。

文化財の活用につきましては、新たにポスターの作成やリーフレットの改訂を行い、広報活

動の拡充に努めるとともに、ボランティア解説員の育成や多言語音声ガイダンスシステムの活用により、多くの来場者に対応する受入れ態勢を整えてまいります。

また、資料館を町民の学びの場とする取組といたしましては、「北海道現代刀工展」、「木彫り熊展」などの企画展をはじめ、「陣屋の日」などの体験プログラムやふるさと再発見講座事業を通して、本町の歴史や文化に触れる機会を充実させ、地域の文化財として、興味関心を高めてまいります。

読書環境の整備につきましては、「第四次白老町子供の読書活動推進計画」に基づき、ブックスタート事業や、学校と地域ボランティアとの連携による家読の推進を引き続き取り組んでまいります。

町民が本と触れ合う機会の充実につきましては、移動図書館事業の継続や、北海道教育委員会が定める「ノーゲームデー」の日に、本を活用した親子を対象とする体験型のイベントを開催してまいります。

アイヌ文化に対する理解と興味、関心を高める取組としては、ウポポイの開設と連動したアイヌ関連図書や郷土資料の展示コーナーを一層充実させてまいります。

また、学校図書館による読書活動を充実させるため、子供と本をつなぐ司書教諭や学校司書の業務に対して、積極的に支援してまいります。

健康づくりにつきましては、総合体育館トレーニング室の利用が増加傾向にあることから、各種講座や教室を開催し健康志向の高まりに対応してまいります。

また、スポーツの振興につきましては、スポーツ推進委員会と連携を図りながら、軽スポーツの普及啓発を行うとともに、健康マラソン・ファミリーウォーキングなど、引き続き各種スポーツ大会の支援を行ってまいります。

なお、黒獅子旗獲得記念北海道中学校軟式野球大会につきましては、町内中学校において野球部員が減少していることから、今後の大会運営を検討してまいります。

スポーツ施設につきましては、指定管理者と協議を行いながら、利用の促進を図るため、円滑な運営とニーズに対応した自主事業を行ってまいります。また、総合体育館についてはLED化、変圧器・高圧電源ケーブル改修、町民温水プールについては玄関の屋上防水、ボイラー配管取替えなどを順次修繕してまいります。

次に、青少年教育の推進についてであります。

青少年の健全育成につきましては、子供たちの健やかな成長を見守るため、青少年育成町民の会を中心に関係団体と連携し、社明運動、育成大会や懇話会などの主要事業に対する支援を引き続き実施してまいります。

また、電子メディアとの接し方について、子供たちが抱える現状や課題を保護者や地域住民に理解してもらい、地域全体で子供たちを守り育てる機運を高めるため、研修会や講座開設に取り組んでまいります。

さらに、青少年教育の推進につきましては、豊かな心と体を育む体験イベントを開催するほか、国際姉妹都市を結んでいるケネル市の青少年との交流を通して、若い力が躍動する地域づくりに取り組んでまいります。

「しらおい子ども憲章」の推進につきましては、各校の代表者を子ども憲章推進委員に委嘱し、憲章の具現化を図る「子ども夢予算づくり事業」を活用した取組を継続し、保護者や地域住民が子供たちの活動を広く理解するための実践発表会を行ってまいります。

さらに、中学校においては、プロフェッショナル講演会を引き続き開催し、生徒たちが将来の目標や生き方を考えるキャリア教育を充実させてまいります。

以上、令和2年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

白老町が人口減少、少子高齢化や価値観の多様化など、時代の大きな転換期に対応し、第6次白老町総合計画のまちの将来像である「共に築く希望の未来 しあわせを感じる元気まち」を実現するためには、人づくりの基盤となる教育行政の役割は重要であります。

教育委員会といたしましては、学校・家庭・地域や関係団体、町長部局と連携して、生涯にわたり町民一人一人の学びを推進し、「ふるさとに誇りを持ち、多様性を尊重し、次代を主体的に切り拓く人づくり」に取り組んでまいります。

町民の皆様、並びに、町議会議員の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます、令和2年度教育行政執行方針といたします。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時20分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。議案の内容等によりまして先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

これより議案の審議に入ります。

◎議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第9号）

○議長（松田謙吾君） 日程第7、議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第9号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、議案第1号でございます。令和元年度白老町一般会計補正予算（第9号）。

令和元年度白老町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億3,027万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億6,526万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加、変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年2月25日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(松田謙吾君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。ほぼ全部の款にわたる補正予算でありますので、区切りを設け質疑を行います。歳出から質疑に入ります。議案第1号の20ページをお開きください。20ページから31ページ、1款議会費から2款総務費までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 次に、30ページから39ページ、3款民生費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。

2番、広地紀彰議員。

○2番(広地紀彰君) 2番、広地です。33ページ、プレミアム付商品券発行事業について1点伺います。

こちらの事務事業に従事する職員を内製化したりだとか、予算を効率的に使うためにいろいろと努力を重ねているところ、大変忙しい中にも関わらず、町財政に対して配慮しながら事業を進めているのだなということを感じながら説明を伺っていました。それで、成果と課題の共有という観点から質問させていただきたいのですけれども、今回交付金がマイナス9,000万円ほどとなっていて、その実態としては当初5,700人ほどの利用人数の想定が2,000人以内程度にとどまってしまったということが要因として議案説明会のときに説明を受け、理解できましたが、これの要因分析のほう、ここまで執行残が残ってしまったということはなかなかないと思うのですけれども、こういったあたりどのように整理をされているかについてお尋ねをします。また、使い道、使途、使用先の実態についてどのようになっているかどうかに併せて伺います。

○議長(松田謙吾君) 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長(久保雅計君) ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、商品券の減額となった大きな要因でございますが、これは全国的な傾向ではあると思うのですが、やはり手続が複雑というか、一度申請した後に購入引換券が送られるということで、その購入引換券を持ってさらに例えば金融機関窓口であるとか、役場の出張窓口であると

か、そういうところに行って、さらに購入しに行かなければならないということで、手間としては2回になりますので、その辺の課題が大きいのかなということでもあります。

あと、件数でございますが、やはり全国的な傾向であります、うちのほうとしましては一応暫定的な率でございますが、申請率30.2%ということで、対象となる方の見込みが4,600人切れる程度だったのですが、申請された方が1,382人ということで、あと転入者の方が3名、そのほかに子育ての関係で211名の方に購入引換券のほうを送らせていただきまして、合計1,596名の方に送らせていただいております。今申し上げたとおり、そういうところでの問題があったのかなということなのです。

あと、購入した使用の先ですが、多いのはやはり小売店です。小売店でありますとか、あとは薬局ですとか、あとは油代というか、灯油代やガソリン代というところが傾向として多かったのかなという認識でございます。

○議長（松田謙吾君） 2番、広地紀彰議員。

○2番（広地紀彰君） 2番、広地です。

ほかにも様々にプレミアムをつけて商品券を配付して、そもそも今回の趣旨は負担増になってしまう消費税対策が大きいのかなという部分と、あと手続が煩雑であるという部分、それについては報道等で理解はできました。担当課として、商品券を手に入れる方法だとかを改善したりだとか、かなり細やかに利用者の立場に立って事業を進めてきたという部分は私も理解できているのですけれども、結果的にはこのような想定になったといったことで、これから本当に必要とされている方々に届けていく努力は自治体にも求められる部分、そして国との施策の連携も必要になってくるかなと感じております。

それで、来年度こういう形で様々にこういった利活用を進めていくに当たって、これからどういうふうにして今後において改善をしていくかどうかと、そういった部分についてどのようにお考えになっているかどうか伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） ただいまの件でございますが、町として実施した出張の販売の回数ですか、22日間、町内の公民館でありますとかコミセンであるとか、あとはいきいき4・6では土曜日の販売というのを実施しまして660冊、264万円は売ったということになっております。そういうところで販売窓口を設けたりですとか、あと申請をまだされていない方に2回目の通知、こちらのほうも国のほうからも要請がありましたので、該当と思われる方に郵便で送らせていただきましたが、それでもなお低率というところは制度上の問題というか、やはり税の情報を活用してしまうとなると税に縛られる部分、情報的に出せない部分がありますので、その辺の制度的なネックがあるのかと感じておりますので、これは制度の構築の仕方、総務省側と厚生労働省側の関係もありますし、そういう法律上の縛りもあるものですから、例えば一律に購入できるようなものにするとか、そういう対応とするのがいいのかどうかは分かりませんが、やはり制度上縛られるというところが一番の問題ではないかと担当としては考えているところでもあります。

○議長（松田謙吾君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

次に、38ページから43ページ、4款環境衛生費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

次に、44ページから49ページ、6款農林水産業費から7款商工費までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 7款商工費の商工振興費について、関連質問なのですけれども、させていただきますかと思えます。

今回のコロナウイルスの件で、白老町も商工振興を一生懸命やっつけやっつけ、ウポポイに向けて頑張っている商店街の方、また事業主の方がたくさんいらっしゃると思うのですけれども、国のほうでは今回の事態を受けましてそれなりの手当てをしておりますが、白老町ではそういうような事態に対して実際に町内がどういう現状になっているのか、まずその現状を押さえているのかどうなのか。

それと、2点目は、国のほうからそういうようなものが来たときに速やかに町内の事業者にそういうような対応ができる体制になっているのか、そこを伺います。

○議長（松田謙吾君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 新型コロナウイルスに関わっての町内の経済状況ということのご質問でございます。先般町内の抽出調査ではありますけれども、宿泊施設のキャンセル状況や何かもお伝えしたところではありますけれども、現在のところ全件調査では行っておりません。ただ、実際の全国的、特に北海道が大きな打撃があるということで調べたところでは、せんだっての新聞報道等で述べられたところではございますが、日本旅行協会の調べによりますと全国のホテル、旅館の3月から5月の予約の人数、これは前年比45.2%の減となっているということでございます。それから、日本旅行業協会のまとめによりますと、訪日客の取扱額、これが前年比の60から70%減ということで、本町においても同様の傾向が見られるのかなと考えてございます。

それに対して今後どういった経済対策や経済支援をしていくかというところでございますが、今北海道において、あるいは経済産業省、厚生労働省においてそれぞれセーフティーネットの貸付けの緩和ですとか、あるいは雇用調整助成金の拡大ですとか、今そういう経済支援策をタイムリーに打って行ってございます。それを我々町のほうとしては積極的に情報収集を行った中で、町のホームページ上でもコロナウイルスに対してどういう経済支援があるかというところは積極的に発信もしておりますし、現にそういう対応も取らせていただいております。それから、商工会とも連携しながら、そういう情報を会員の皆様も含めて情報発信していきこうというところで今対応しているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 今国のほうからの体制については分かりましたけれども、白老町のほ

うで、先ほど質問したときに全国的な傾向は分かったけれども、白老町として全町調査していないということになっていきますので、やはりその辺も含めて白老町としてのきちんとした体制整備、そして業者をきちんと調べるのが大事ではないかなと思うのですけれども、その辺だけ伺わせてください。

○議長（松田謙吾君） 藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） 先ほどちょっとご紹介させていただきましたそれぞれの支援というのは、事業者と直にやり取りするということになりますので、白老町の会計は当然ながら通らないわけではありますけれども、我々としては相談体制としては整えた中で、そういった事業者からご相談があった場合はしかるべき、いろんな制度を紹介したり、それは白老町もそうですし、商工会も今そういう体制を組んでいきたいと思いますということで、既に打合せもしておりますし、今後また新たに無担保、無利子のものが何か出るのでよとか、そういったお話もちょっと聞いておりますので、タイムリーに情報収集しながら、こちら側としても発信もし、あるいは窓口として対応していかないと考えております。

○議長（松田謙吾君） 臼杵経済振興課参事。

○経済振興課参事（臼杵 誠君） 町内の影響ということなのですが、まず北海道全体ということであれば、道庁のほうで先月ヒアリング調査を行いまして、あくまで抽出調査なのですけれども、宿泊業ですとか運輸サービス業、飲食業への影響が大きいと、そういった調査結果が出ております。白老町内ということについては、役場としても考えていかなければいけないのですが、土曜日から商工会において会員の皆さんへの調査を開始したと聞いてございますので、商工会と連携をしながら、我々も情報収集をしていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

次に、48ページから57ページ、8款土木費から9款消防費までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。

7番、森哲也議員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。55ページ、町営住宅改修事業について1点お伺いいたします。

こちらの町営住宅改修事業におきまして末広団地の基本計画策定及び基本設計業務委託料についてですが、大きく金額が減っております。ここについての詳しい要因などをお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） 今回の減額補正の件でございます。本件につきましては、平成29年度に公営住宅等長寿命化計画に基づきました末広2丁目に町営住宅の建て替え事業としまして、今年度は基本計画並びに基本設計を実施する予定として予算計上させていただきましたのでございます。予算策定時には建設方式を直接方式の考えの下、予算には計上しておりましたが、北海道との補助申請等の事前協議におきまして経費の縮減の一つとして建設方式の検討を求め

られたところでございます。現在（仮称）末広団地の建設の指針となる基本計画を策定中でございますが、この建設方式につきましても検討項目としていただいております。買取り方式など本町にとりましても有効な手法となるものと現在捉えているものでございます。今後策定中の基本計画に基づき建設方式を決定し、事業を進めたいと考えており、こちらの基本設計業務委託につきましても今回の補正で減額補正をさせていただいたという経緯でございます。

○議長（松田謙吾君） 7番、森哲也議員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。建設方式を変えたことにより大きく減額できたということですが、あまりにも金額の差異が大きかったもので、その要因については分かりましたが、今後建設方式を変えて計画も出されて、具体的な末広団地の新築というのは進んでいくのかなと感じるのですが、今後計画策定していくということは、完成時期というか、今後のタイムスケジュールなども現時点で分かっている段階でもよろしいので、お伺いします。

○議長（松田謙吾君） 下河建設課長。

○建設課長（下河勇生君） あくまでも予定でございますが、当初よりあそこに約60棟の建設予定と考えているところでございます。まず最初に、1棟目が令和3年度に建てる予定で、その後令和5年度、令和7年度、令和9年度というのが現状の大きな考えでございます。先ほど言いましたスケジュール的には、今回当初におきましては令和元年度に基本設計と、令和2年度に実施設計、令和3年度に建設というところを先ほど建設の手法を変えさせていただくということで、今後例えば買取り方式ということであればスケジュールは変わらず、令和2年度に例えばプロポーザル方式で受けた中で令和3年度以降に建設予定と、現在のところではそのように考えております。

○議長（松田謙吾君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

次に、56ページから63ページ、10款教育費の歳出について、質疑があります方はどうぞ。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 59ページの特別支援教育支援員配置事業と学力向上サポート事業ともう一点聞きます。

まず、今の2点、学力向上サポート事業については、白老町スタンダードによって学力向上に取り組んでいます。そういう中であって、この学力向上サポート学習支援員の賃金が160万円減額されていると。それとまた、特別支援教育支援員の配置をしてサポート体制を充実していくよと、こう教育長が言っている中においてこれも74万円減額されています。この2点、減額をしなければならなかった理由、そして減ったことによる教育に対する満足度というのはどうだったのかということですか。

それと、中学校のコンピュータ教室周辺整備事業、備品購入になってはいますけれども、減額になってはいますけれども、何台購入されて、新しいコンピュータ入ったことによってコンピュータ室の環境整備等々、あるいはソフトの部分がどういうふうに入れ替わったのか、その辺を伺います。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 特別支援と学習支援のことについてまずお答えしたいと思います。

特別支援については、勤務実績見合いですので、きちんと配置をしている中で勤務実績のトータルの予算のところでは計算した結果、落とそうというところの不用額の部分になりますので、きちんと今でありますと中学校に2人ずつと、それから小学校にも萩野小学校と竹浦小学校と、それから白老小学校と合わせて今年度については8名配置して、特別な支援を要するお子さんたちの配慮については努めてきたところでもありますので、実績見合いというところでございますので、決して支援を行っていなかった状況ではございません。

それから、学習支援も併せてなのですが、アイヌ施策推進交付金で地域学力グローアップ事業のほうに財源が変わりましたので、その時点から使用しなかった部分について不用ということで、この時点で落とさせていただいた内容で、学習支援については昨年の10月から各学校に1名ずつ配置して、算数、数学はもちろんですが、学力定着というところでたくさん力のある先生たちにたまたま入っていただくことができましたので、それぞれの学校で非常に有効に活躍していただいていると学校から報告を受けております。

それから、中学校のコンピュータの部分についても入札差金によるものなのですが、中学校77台配置させていただきました。実際入札等を行って、学校に設置が終わったのが12月でしたので、今年1月からようやく本格稼働しているところであります。タブレット型でキーボードが脱着できるようになっているものですので、使いたいところに持ち運んでいくことができるようになっておりまして、体育館のほうに持って行って、子供たちがやっている状況をカメラで撮ったり、動画で撮ったりして、子供たちでその場で話し合いをして、どのようにやれば改善されるかなどのように非常に今後どんどん使っていきながら、活用方法をどんどん進めていくというところで効果があると認識しております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 理解しました。特別支援教育についてもかなり力を入れているということでもあります。

それで、教育長に特別支援教育に関連して若干お聞きしたいと思います。これはちょっと古いのですが、白老中の2年生で特別支援学級に在籍している泉野泰知君という方が昨年の12月かな、ちょっと遅くなったのですが、議会を開く時期もあったものですから、12月に全国中学生人権作文コンテストで「生きやすさを探して」という作品で最優秀賞の札幌法務局長賞を受賞しています。私もこれを読んだのですが、内容的なことは別にして、非常に胸を熱くしたような部分で、子供たちと先生方の一つの目的に向かって進んでいるということで、非常に子供が実感したものを体験して発表して優秀賞を受けたのですが、学校全体で特別支援教育に取り組んでいる中の一つの快挙かなと思うのですが、その辺について教育長は十分承知しているのか、この辺どう見ているのかお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 前田議員からご質問をいただいたように、白老中学校の生徒が昨年

度法務省が実施いたしました人権に関する作文で大変すばらしい成績を残したということでございます。私もその作文を読んで大変感銘を受けたのですが、その中に彼自身が自分がこうして今あることは、小学校段階から含めて様々な先生方の関わりであったり、友達の関わりがあって今の自分があるのだというようなことをたしか作文の中で書いていたと思います。そういった意味では、彼ばかりではありませんけれども、特別支援教育の本町の在り方が一つ子供たちの中に大きな成果として出ているのではないかと考えております。したがって、今後も引き続き彼だけではなくて、本町に通う子供たち、特に特別な支援を要する子供たちに関わる関わり方については、決して気を緩むことなく、今後とも子供たち一人一人のニーズに応えていく、そういうような教育を推進してまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） ほかございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

次に、64ページから67ページ、12款公債費から14款諸支出金までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。67ページの基金積立ての関係で、不用額が1億3,000万円公共施設等整備積立金に積み立てられるわけですが、予算書を見ると来年これを使うということになっているのです。そうすると、今年のこれ以外の不用額というか、どれぐらいの不用額が見込めるのかということと、それから3月の中で交付税か何か最終算定が3月だったような印象もあったのだけれども、そういうことで歳入の中や歳出の中、この間の除雪もありましたけれども、これからあと何日かしかないのだけれども、大きな収支バランスが崩れるようなことが起こる可能性があるかどうか、その点お尋ねしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず、今年度の不用額ということでございますけれども、3月まだございますので、今後どのような状況になるかというのはちょっと見通しできませんけれども、今後何も大きな支出等がないという見込みの中でお答えさせていただきますと、まず今回補正で町税が5,000万円一応上乘せで歳入計上させていただいておりますが、今後さらに町税のほうは5,000万円程度剰余金がといたしますか、歳入増があるかなと今の段階では押さえてございます。

それと、大淵議員が言われた交付税の関係、特別交付税の3月交付というのがございまして、これがこれまでの前年までの例を見ますと、ある程度のここは歳入増が見込めるかなとは思っておりますけれども、逆に地方消費税交付金が思いのほか消費が伸び悩んでいるかなということで、国税のほうも税収がちょっと減少しているという傾向がありましたけれども、本町においても地方消費税交付金が3,000万円ほど予算割れするような状況がありまして、その辺を特別交付税との相殺をいたしますと、歳入部分では交付金関係ではおおむね5,000万円程度今後増が見込めるかなというところでございます。その他今後新たな歳出増がなければ、例年1億円程度の歳出の不用額というのが見込めますので、現段階でございまして、2億円から2億

5,000万円程度の決算剰余金が見込めるかなというような押さえ方をしてございます。

それから、3月の今後の支出でございますが、今年度大きな降雪が2月後半から3月に結構あり、除雪費が不足してございまして、この辺については今回の会期の最終日にまた追加補正をさせていただきたいとは考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。基本的に理解しました。

ということは、予算はこれからなのだけれども、見た範囲でいうと公共施設等の積立金の取崩しはありますが、ほかの部分は去年に比べると極めて少ないですよ。そうすると、今の状況でいくと2億円から2億5,000万円ぐらい出たものは最低半分は財調に積み立てると、こういうような動きでいくと、それは細かい数字が違っていても構いません。考え方としては、そのような見方をして、大体財政的には一定限度財調にも積めるような状況になるという理解でいいですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 基本的に決算剰余金は、2分の1以上を財政調整基金あるいは減災基金のほうに積みなければならぬとなっておりますので、今回の令和元年度の決算剰余金についても、それ以上出れば他の基金にも最終的に積み立てるということはあるかもしれませんが、原則としては財政調整基金に半分以上積み立てるということで考えてございます。

○議長（松田謙吾君） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、質疑なしと認めます。

次に、歳入に入ります。5ページから7ページまでの第2表、繰越明許費補正、第3表、債務負担行為補正、第4表、地方債補正について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

次に、8ページから19ページまでの歳入全般について、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

歳入及び歳出全般について質疑漏れがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 令和元年度白老町一般会計補正予算（第9号）、原案のとおり決定することに賛

成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（松田謙吾君） 休憩前を閉じ会議を再開いたします。

◎議案第2号 令和元年度白老町国民健康保険事業特別会計補
正予算（第4号）

○議長（松田謙吾君） 日程第8、議案第2号 令和元年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） それでは、議2-1をお開きください。議案第2号 令和元年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,336万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,213万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月25日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。2ページ、3ページの部分で、基本的なことをまず最初にちょっとお尋ねしたいのですが、保険給付費、これは医療費、町民の医療費だと思うのですけれども、それが18億円あって、そしてその見合い分が道補助金で19億幾ら来ているということですね。この根本、本にあるのは、町民が国保税として払う納付金と道や国から出る補助金というのか何か分からないけれども、そういうものが見合い分として来るといような基本的な考え方、また保険給付費との関係でいえばそれが増減するわけですから、そこら辺は今の考え方でいいのかどうか。基本的に違っているところがあったら、まずその部分をひと

つ答弁をしてほしいのと、もう一点、13ページの積立金に2,800万円積み立てているのだけれども、これは医療費が下がったから積み立てるといような、そんなようなことになるのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） まず、1つ目のご質問でありました保険給付費の交付金と、それから町のほうで納めている事業費納付金との関係でございますが、おっしゃるとおり、道の補助金といいますか、保険、いわゆる北海道の各市町村で今保険者分としてかかっている医療費というのは、道の補助金として全て補填されております。その財源としては、各市町村が納めている事業費納付金、それから一定の割合で国と道が負担をしているというのが財源になってございますので、大本の医療費、かかっている医療費の財源としての道の補助金というのは、そういった事業費納付金等が使われているということでの考え方になります。

それから、今回事業基金の積立金を2,800万円ほどしておりますが、これについては医療費が下がったということではございません。理由としては、昨年度の決算剰余金が繰越金として平成30年度が4,400万円ほどございました。そちらのほうをいろいろ運用のほうで使わせていただいて、残った分のうち2,800万円を基金のほうに積み立てたということが主な要因になりますので、あくまでも繰越金が財源としてあったと。保険の給付費が下がったからといって、うちの財政的に基金に積み立てるものが増えるとかということにはございません。あくまでも事業費、うちの医療費が下がったからといっても、北海道全体の医療費によって事業費納付金は下がるとか上がるとかということになりますので、特に関係性というのはそこはございません。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。大体分かりました。大体分かったのだけれども、ということは道が今はもう一元化でやっているから、白老町だけの医療費が下がったからといって、うちが余裕が出るとはならないということですよ。そういうことですよ。ということは、逆に言うと今年の決算状況というのは、繰越金が出るのかどうか、そんなような状況なのかどうかということが1点と、いずれにしても全道トータルで見ても医療費が下がるということは悪いことではないと、うちが直接メリットがないにしても。この間の予算説明では9,250万円ぐらい落ちたというお話だったような気がするのだけれども、その理由、落ちた理由というのは、人口が減ったからだとかそういうことなのでしょう。何で医療費が落ちたかという、そこを伺います。

○議長（松田謙吾君） 山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） まず、今年度の決算の見込みでございますが、こちら先ほど申し上げましたが、まず歳出の部分でいいますと過年度の償還分が75万6,000円ございました。それから、保険給付費も当然ながらございましたが、保険給付費については、先ほどからご説明しているとおり、道の補助金で全て補填されております。それで、歳入のほう先ほど申し上げた前年度の繰越金が4,400万円ございました。それで、もともと今年度の歳入不足分として1,032万9,000円を基金から取り崩して補填する予定でしたが、それはやめました。それで、先ほど申し上げたとおり、2,800万円を基金のほうに積み増した上で、2,900万円ほど決算剰余

金が今年度発生する見通しで考えてございます。それによりまして令和元年度の基金の残高としては、5,800万円ほど基金に残ると考えてございます。

それから、先ほどの実際にうちの医療費との関係でございますが、議案説明会でご説明したとおり、実際に9,250万円ほど医療費としては下がってございます。これは、割合でいきますと医療費の6.08%減になります。それで、被保険者数、国保の被保険者数の減が5.74%です。ということは、基本的に国保の被保険者の方が減れば当然医療費も減る。ただ、医療費の減り方も大きいということになりますので、平成30年度では1人当たり41万5,000円ほど医療費というのは国保のほうでかかっておりますが、1人当たりの医療費も当然少しは減っていくというところがありますので、細かな分析まではできておりませんが、保健指導ですとか重症化予防ですとか、そういったところが効果が出ていて、1人当たりの医療費が押し下がっているというのが今見てとれると、分析としてはできる。ただ、これが国とか道の状況でいきますと、被保険者数の減のほうが大きいと。医療費の伸びのほうが少ないということになりますので、それで先ほど北海道から示される事業費納付金は全道市町村の医療費がどうなるかによって影響を受けますので、そこはうちが下がってもほかの市町村が下がらなければ変わらないと、影響を受けないといえますか、うち単独ではなかなか下がっていかないということになります。

○議長（松田謙吾君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。よく分かりました。

それで、なぜこういうことを聞くかということ、1つは今までかなりの長い間3連携を議会でも議論しながら、医療費を下げるための努力をしてきたと。そういうものが今少しでもそういうことだということが分かるということは、分かるとしたならば、私は政策的に3連携というのはすごいことだなどと思うわけ。だから、そういう分析にどこまでどういうふう到達するか分からないけれども、やはり医療費が下がる、今年も下がってほしいと思うし、それは健康にもつながることなわけだから、その3連携との影響がどれぐらいあるかなんていうのは、これからは分析をしていただきたいなということが1点。

それと、もう一点は、今基金の繰り戻して積み立てたと、とてもいいことだと思うのです。当然その一部は、保険税が上がらなくてもいいようにするためにも使われているわけです。ただ、問題は、あと4年後に来る道の激変緩和がなくなったとき、このときにがばっと上がるのではこれはどうにもならぬわけです。そこら辺が法定外繰り出しが今されていない中で、基金があるからされていないと思うのだけれども、結果的には白老町の保険税というのは今まで保険者のために安くしていたというような理解でいいのかどうか。町民のために政策的に保険税を安くしていたと思っていいのかどうか。それが今のままでいってしまうと、基金がなくなったらこれは絶対上がるでしょう。上げざるを得なくなる。そのときに私はやっぱり国保の町民の皆さんが困ると思うのだけれども、そういう今のような考え方でいいのかどうかということと、もちろん安かったら若干上がるのは仕方がないのだろうけれども、それを上げないために手だてというのはあるのかどうか、そこら辺を伺いたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） まず、3連携の今後の在り方についてでございますが、当然なが

ら今町民課、国保の会計の運営自体を我々でやっておりますが、実働といいますか、保健事業、それから保健指導を含めて健康福祉課のほう、それから病院と、今高齢者介護課も当然入っておりますけれども、そういった他課との共同の中で医療費を押し下げていくということが必要。これは白老町のみならず、北海道で今広域でやっておりますので、全ての市町村がもしそういったことで医療費を押し下げていけば、当然全体としての事業費納付金も下がっていくということになりますので、我々としてはできる限りの部分で医療費を押し下げるべく、国保学習会等も行いながら、保健師も入れながら、専門職での分析も我々のほうにフィードバックをしながら、お互いに勉強をしながら事業を進めていくということは今後も必要かなと考えております。

それから、保険税といいますか、激変緩和がなくなる令和6年度を見据えた国保税の在り方なのですが、おっしゃるとおり、白老町の国保の金額といいますか、国保税の水準というのは全道的に見て低い水準あるのは間違いないと思います。そのことが標準保険税率、いわゆる北海道が事業費納付金を納めるためにこれだけ国保税を下さいという示しているものとの乖離が大きいというのは、やはり長年国保税を低い水準にしてきたというところが今のそこに近づけるためには上げざるを得ないという状況に陥っているというのが正直な今の白老町の国保の状況はそういった状況でございます。もしそれを上げないという選択肢があるとすれば、一般会計からの赤字補填といいますか、法定外の繰入れをいただくことにはなりますが、それはなかなか国保以外の当然税金の投入ということになりますと議論等も出てくるかと思っておりますので、被保険者の方の過度な負担にならない形での保険税をより標準保険税率に近づけていく方向というのは、これからちょうど来年度が国保税の見直しになります、その中で検討、国保の運営協議会ですとか、当然議会の皆様ですとか、あと町民の皆様のご意見をお聞きしながら、いかに負担感が過度にならないような方向を見極めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 令和元年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和元年度白老町後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第1号）

○議長（松田謙吾君） 日程第9、議案第3号 令和元年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本町民課長。

○町民課長（山本康正君） 議3—1をお開きください。議案第3号 令和元年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ664万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,593万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月25日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 令和元年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正
予算（第3号）

○議長（松田謙吾君） 日程第10、議案第4号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

本間上下水道課長。

○上下水道課長（本間弘樹君） 議4—1をお開きください。議案第4号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度白老町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,567万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,247万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年2月25日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 令和元年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（松田謙吾君） 日程第11、議案第5号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

岩本高齢者介護課長。

○**高齢者介護課長（岩本寿彦君）** それでは、議5—1を御覧ください。議案第5号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ316万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億8,736万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年2月25日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**議長（松田謙吾君）** 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（松田謙吾君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（松田謙吾君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 令和元年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○**議長（松田謙吾君）** 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）

○**議長（松田謙吾君）** 日程第12、議案第6号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

村上病院事務長。

○**病院事務長（村上弘光君）** 議6—1をお開きください。議案第6号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）。

第1条 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定め

るところによる。

第2条 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、既決予定額9億2,775万2,000円、補正予定額507万3,000円、計9億3,282万5,000円。

第2項医業外収益、既決予定額3億5,667万1,000円、補正予定額507万3,000円、計3億6,174万4,000円。

第3条 第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入、既決予定額3,179万9,000円、補正予定額マイナス593万円、計2,586万9,000円。

第2款資本的支出、既決予定額3,179万9,000円、補正予定額マイナス593万円、計2,586万9,000円、

令和2年2月25日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 病院の3月、今月中で企業会計ですから決算になりますから、決算見込みについて伺いますけれども、昨年の12月議会で赤字補填として5,000万円を一般会計から追加繰入れしています。そのときに不良債務解消のためにさらに4,000万円の追加繰入れを示唆していましたけれども、今回補正は上がっていませんけれども、今年度の決算見込みについてお聞きします。

それと、3月末での常勤医師というのか、固定医は何名になっているのか。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 今回令和元年度の決算見込みにつきましては、事業収益で7億4,800万円、それに対しまして病院事業費用で7億8,100万円を見込んでございます。差引きいたしますと約マイナス3,300万円の経常損失が出るということでございます。

なお、12月の定例会におきまして一般会計からの繰出金5,000万円を追加補正しております。そのときに4,000万円最悪また追加が出るというような答弁をさせていただいていますが、その後資金繰りの状況なのですけれども、まず入院のほう当初12月で退職医師1人が出たものですから、12月までの入院が大体平均18名ぐらいという、これがかなり落ちるだろうと想定していたところでございます。それが2名体制となりながらも何とか平均で17名ぐらいは推移したということで、収益が想定したよりも落ちなかったと。また、費用面につきましてもかなり費用削減、今回593万円医療機器を落としておりますけれども、そういった一応病院のほうで今年度予定していた部分につきましてもかなり見直しだとか、費用のほうも削減したという経営努力もありまして、今回4,000万円の追加繰り出しをいただかなくても何とかできるということでございます。

あと、医師の人数なのですけれども、これは先ほど答弁したとおり、12月に3名いた内科医師が1人減って2名になったということで、さらなる追加の常勤医師を探しているところではありますが、まだ見つかっていないということで、このままいきますと令和2年度につきましては現在の2名体制でいくのかなと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） 医師の体制と収益については、これは新年度予算で議論しなければいけないと思いますので、それは別として、そのために医師の数を確認しておいたのです。

それで、今3,300万円の経常損失だよということで、その前に4,000万円で経営努力したということだと思えます。その部分については頑張ったなと思えますけれども、それで12月の補正した5,000万円の使途、今の答弁でいけば5,000万円のうち3,300万円が赤字補填だったのかな。残りがありますけれども、資金不足あるいは不良債務とあります。その部分の解消に回るのか、あるいは新年度のキャッシュフローの部分に繰り越していくのか、その辺どういような5,000万円の使い道か伺います。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 12月に追加補正いただいた5,000万円でございます。この5,000万円、まず当初いただいていた資金の動きから説明すると、2億7,749万8,000円でございます。こちらにつきましては、病院の経営活動の中で1月まで何とかこの2億7,700万円でのしほったということでございます。この追加でいただいた5,000万円につきましては、2月、3月、こちらの病院の運転資金の中で今見させていただいているということでございます。最終的に3月31日、決算日での段階で今の段階では不良債務は出ないということで、計算していくとこれは議員御存じのとおり流動資産と流動負債の差引きということで、この5,000万円を含んだ中でまだ2,000万円ぐらい余力を持って不良債務を出さないというような段階になっておりますので、実質はこの5,000万円が病院の運転資金に入ってはいますけれども、結果的には不良債務を出さないための資金になったということで、これをそのまま次年度に繰り越していくというようなことで考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

○6番（前田博之君） そしたら、結論的にいけば次年度繰越しはキャッシュフローによると幾らと押さえているのですか。新年度予算にのっている額でよろしいのですか。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 今回5,000万円を使いながら、3月31日現在、この日にはアイヌの推進交付金、それとあと老健からの1,900万円の負担金もろもろ入りまして5,400万円、これが大体3月31日で資金と捉えております。

○議長（松田謙吾君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 令和元年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松田謙吾君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 例月出納検査の結果報告について

報告第2号 定期監査の結果報告について

報告第3号 財政的援助団体等の監査の結果報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第13、報告第1号 例月出納検査の結果報告について、報告第2号 定期監査の結果報告について、報告第3号 財政的援助団体等の監査の結果報告についてを一括議題に供します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果及び地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等の監査の結果を同条第9項の規定により、それぞれ監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 報告第1号、報告第2号及び報告第3号はこれをもって報告済みいたします。

◎議案第18号 白老町自家用有償旅客運送条例の制定について

議案第21号 特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 令和2年度白老町一般会計予算

議案第8号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

議案第9号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第10号 令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別

会計予算

議案第11号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計予算

議案第12号 令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算

議案第13号 令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

議案第14号 令和2年度白老町水道事業会計予算

議案第15号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

議案第16号 令和2年度白老町下水道事業会計予算

○議長（松田謙吾君） 日程第14、議案第18号 白老町自家用有償旅客運送条例の制定について、議案第21号 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 令和2年度白老町一般会計予算、議案第8号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第9号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第10号 令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第11号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第12号 令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第13号 令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第14号 令和2年度白老町水道事業会計予算、議案第15号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、議案第16号 令和2年度白老町下水道事業会計予算、以上令和2年度各会計予算10件とこれに関連する条例の制定及び一部改正議案2件、合わせて12議案を一括して議題に供します。

順次議案の提案を求めます。

議案第18号 白老町自家用有償旅客運送条例の制定について

○議長（松田謙吾君） 議案第18号の提案を願います。

工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 議18—1をお開きください。議案第18号でございます。白老町自家用有償旅客運送条例の制定について。

白老町自家用有償旅客運送条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年2月25日提出。白老町長。

附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 町長は、この条例の施行日前においても、道路運送法第78条第2号及び第79条の規定による登録に係る手続きその他の準備行為を行うことができる。

議案説明でございます。町民の福祉の増進及び地域活性化を図るべく、道路運送法に基づく自家用有償旅客運送事業として、町民の交通確保のため運行するデマンドバスと来訪者も共に利用できる交流促進バスを令和2年4月より町が運営するに当たり、地方自治法第244条の2第1項の規定による公の施設として必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。以上、よろしくお願ひご審議のほどお願ひいたします。

白老町自家用有償旅客運送条例

(趣旨)

第1条 この条例は、町民の生活交通手段を確保し、町民の福祉の増進に資するとともに、地域と来訪者との交流の促進に伴う地域の活性化を図るため、白老町が行う自家用有償旅客運送（以下「旅客運送」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「旅客運送」とは、町が道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号及び第79条の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けて行う自家用有償旅客運送事業で、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) デマンドバス 一定の区域を定めて利用希望者の予約に応じて運行するものをいう。
- (2) 交流促進バス 白老駅を中心とする運行路線及び停留所を定めて定期的に運行するものをいう。

(運行路線等)

第3条 旅客運送の運行路線及びその区域は、国土交通大臣の登録を受けた路線及び区域とし、規則で定める。

2 旅客運送の運行回数、運行日及び停留所その他運行内容については、規則で定める。

(運行の制限)

第4条 町長は、災害その他やむを得ない事由があると認めたときは、運行を制限し、変更し、又は休止することができる。

(使用料)

第5条 旅客運送を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料（以下「運賃」という。）を納付しなければならない。

(運賃の還付)

第6条 すでに納入した運賃は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、その限りではない。

(利用者の責務)

第7条 利用者は、乗務員が旅客運送の安全確保又は車内秩序の維持のために行う業務上の指示に従わなければならない。

(乗車の制限)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者の乗車を拒み、又は降車させるこ

とができる。

- (1) 利用者が乗車定員を超えて乗車し、又は乗車しようとするとき。
- (2) 危険物、多量の荷物その他法令により持ち込みが制限されている荷物を持ち込もうとするとき。
- (3) 保護者が同伴しない未就学児が乗車し、又は乗車しようとするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が運行上支障があると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第9条 利用者は、旅客運送に供する機材若しくはその附帯施設を損傷し、又は滅失したときは、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではない。

(委託)

第10条 町長は、必要があると認めるときは、旅客運送に関する業務を委託することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。42

(準備行為)

- 2 町長は、この条例の施行日前においても、道路運送法第78条第2号及び第79条の規定による登録に係る手続きその他の準備行為を行うことができる。

別表(6条関係)

区分		運賃
1 デマンドバス	一般(高校生を含む)	200円
	小学生及び中学生	100円
	未就学児	無料
2 交流促進バス	一般(高校生を含む)	100円
	小学生及び中学生	50円
	未就学児	無料

議案第21号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(松田謙吾君) 議案第21号の提案を願います。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議21—1をお開きください。議案第21号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年2月25日提出。白老町長。

一番下の附則でございます。附則、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。本町の財政健全化に向けた取組として、特別職の給与の自主削減を継続するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 次の議案の前にお諮りします。

予算議案の提案についてであります。第1表、歳入歳出予算、第2表、債務負担行為、第3表、地方債の朗読は、議案説明会において説明されておりますので、省略させることとしてよろしいかお諮りします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱うことといたします。

議案第7号 令和2年度白老町一般会計予算

○議長（松田謙吾君） 議案第7号の提案を願います。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） それでは、一般会計予算の説明をさせていただきます。議案第7号でございます。令和2年度白老町一般会計予算。

令和2年度白老町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104億3,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費(報酬及び旅費は、会計年度任用職員に係るものに限る。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月25日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第8号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

○議長(松田謙吾君) 議案第8号の提案を願います。

山本町民課長。

○町民課長(山本康正君) それでは、特別会計予算書を御覧いただきたいと思います。議案第8号 令和2年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

令和2年度白老町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億2,970万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月25日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第9号 令和2年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

○議長(松田謙吾君) 議案第9号の提案を願います。

山本町民課長。

○町民課長(山本康正君) 議案第9号でございます。令和2年度白老町後期高齢者医療事業

特別会計予算。

令和2年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億4,132万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年2月25日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第10号 令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

○議長（松田謙吾君） 議案第10号の提案を願います。

藤澤経済振興課長。

○経済振興課長（藤澤文一君） それでは、議案第10号をお開き願います。議案第10号 令和2年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

令和2年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,019万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

令和2年2月25日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第11号 令和2年度白老町介護保険事業特別会計予算

○議長（松田謙吾君） 議案第11号の提案を願います。

岩本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（岩本寿彦君） それでは、議案第11号でございます。令和2年度白老町介護保険事業特別会計予算。

令和2年度白老町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億1,532万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等、共済費及び旅費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月25日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第12号 令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業 特別会計予算

○議長(松田謙吾君) 議案第12号の提案を願います。

久保健康福祉課長。

○健康福祉課長(久保雅計君) それでは、特別養護老人ホーム事業特別会計予算をお開きください。議案第12号 令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。

令和2年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,385万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500万円と定める。

令和2年2月25日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第13号 令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特 別会計予算

○議長(松田謙吾君) 議案第13号の提案を願います。

村上病院事務長。

○病院事務長(村上弘光君) それでは、白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算をお開きください。議案第13号 令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。

令和2年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,593万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

令和2年2月25日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第14号 令和2年度白老町水道事業会計予算

○議長(松田謙吾君) 議案第14号の提案を願います。

本間上下水道課長。

○上下水道課長(本間弘樹君) それでは、別冊の水道事業会計の予算書をお開き願います。
議案第14号 令和2年度白老町水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和2年度白老町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水予定戸数 9,058戸。

(2) 1日平均給水量 5,963立方メートル。

(3) 年間総給水量 217万6,665立方メートル。

(4) 主要な建設改良事業、配水施設改良事業1億300万円。浄水施設整備事業1,881万円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益3億6,651万7,000円。各項は記載のとおりであります。

支出、第1款水道事業費用3億5,361万9,000円。各項は記載のとおりであります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,757万6,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,352万円、損益勘定留保資金1億7,405万6,000円で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入5,000万円。各項は記載のとおりであります。

支出、第1款資本的支出2億3,757万6,000円。各項は記載のとおりであります。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。
事項、水道会計システム保守料及び使用料、令和3年度から令和6年度、限度額486万円。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。
起債の目的、配水管整備事業、限度額5,000万円。起債の方法、利率及び起債の償還方法については記載のとおりであります。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費6,996万3,000円。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,193万4,000円と定める。

令和2年2月25日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第15号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長(松田謙吾君) 議案第15号の提案を願います。

村上病院事務長。

○病院事務長(村上弘光君) それでは、令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算の1ページ御覧ください。議案第15号 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

(総則)

第1条 令和2年度白老町立国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数 58床。

(2) 年間患者数、入院 8,760人。外来 2万9,160人。

(3) 1日平均患者数、入院 24人。外来 120人。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益9億2,217万7,000円。各項は記載のとおりでございます。

支出、第1款病院事業費用9億2,217万7,000円。各項は記載のとおりでございます。

次のページになります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入593万円、第1項出資金593万円。

支出、第1款資本的支出593万円、第1項建設改良費593万円。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、財務会計システム等一式賃貸借、期間、令和3年度から令和6年度まで、限度額522万4,000円。

次に、事項、多言語化システム等一式賃貸借、期間、令和3年度から令和5年度まで、限度額257万4,000円。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6億円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 給与費5億2,432万7,000円。

(2) 交際費52万6,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の運営に要する経費について、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3億1,605万5,000円と定める。

3ページを御覧ください。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、7,981万円と定める。

令和2年2月25日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議案第16号 令和2年度白老町下水道事業会計予算

○議長(松田謙吾君) 議案第16号の提案を願います。

本間上下水道課長。

○上下水道課長(本間弘樹君) それでは、下水道事業会計の予算書1ページをお開き願います。議案第16号 令和2年度白老町下水道事業会計予算。

(総則)

第1条 令和2年度白老町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総処理水量 255万5,000立方メートル。

(2) 1日平均処理水量 7,000立方メートル。

(3) 排水区域面積 780ヘクタール。

(4) 主要な建設改良事業、公共下水道事業 5 億3,009万6,000円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款下水道事業収益11億6,544万7,000円。各項は記載のとおりであります。

支出、第1款下水道事業費用11億1,624万5,000円。各項は記載のとおりであります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3 億7,458万7,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,020万円、引継金8,902万4,000円、損益勘定留保資金 2 億1,536万3,000円で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入 7 億7,881万円。各項は記載のとおりであります。

支出、第1款資本的支出11億5,339万7,000円。各項は記載のとおりであります。

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ4,910万5,000円及び9,241万円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、水洗便所改造資金利子補給、期間、令和3年度から令和6年度、限度額10万円。

企業会計システム保守委託料、令和3年度から令和6年度、224万4,000円。

企業会計システム使用料、令和3年度から令和6年度、261万6,000円。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、公共下水道事業債、限度額 1 億8,740万円、資本費平準化債9,220万円、下水道事業債9,550万円。起債の方法、利率及び償還の方法については記載のとおりであります。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 下水道事業費用のうち、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

(2) 資本的支出のうち、建設改良費及び企業債償還金の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費6,449万5,000円。

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 5 億

4,973万2,000円である。

令和2年2月25日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（松田謙吾君） ただいま議案第7号から第16号までの各会計予算10件とこれに関連する議案2件、合わせて12件について議案の提案が終わりました。

ここでお諮りいたします。これら令和2年度各会計予算とこれに関連する議案を本会議で審議することは困難であると思われまふ。

そこで、慣例により議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重審議を行うことが適切と考えまふ。

よって、ここに特別委員会を設置したいと思ひまふが、これにご異議ありまふか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めまふ。

議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

なお、この特別委員会に付託する案件は、議案第7号から第16号までの令和2年度各会計予算10件と関連議案2件、合わせて12件であります。これを一括して同特別委員会に付託し、審査することにご異議ありまふか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めまふ。

よって、ただいま申し上げまふした議案12件を同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により特別委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願ひまふ。

この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時06分

○議長（松田謙吾君） 休憩前に引き続き会議を開きまふ。

◎諸般の報告について

○議長（松田謙吾君） この際諸般の報告をいたします。

ただいま休憩中に特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に吉谷一孝議員、副委員長に佐藤雄大議員、付託案件の審査方よろしくお願ひいたします。

◎散会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日10日10時から引き続き再開いたします。
本日はこれをもって散会いたします。

(午後 2時07分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 小 西 秀 延

署 名 議 員 及 川 保

署 名 議 員 長谷川 かおり